

# 資料編



# 1 用語解説

頭文字	用語	説明
英字	AI(人工知能)	「Artificial Intelligence(人工知能)」の略で、推論・判断等の知的な機能を備えたコンピュータシステムです。データベースを自動的に構築したり誤った知識を訂正したりする学習機能をもつものもあります。膨大な量のデータ分析や業務効率化等に活用する事例が増えてきています。
	ICT	「Information and Communication Technology(情報通信技術)」の略で、情報・通信に関する技術の総称です。具体的には、インターネット、携帯電話・スマートフォン、AI(人工知能)、ビッグデータ、IoT(モノのインターネット)、クラウド等の技術があり、それらを活用したコンピュータ・ロボット・通信等の機器やソフトウェア、SNS等のサービスも含める場合があります。
	SNS	「Social Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)」の略で、インターネット上の会員制サービス的一种。友人・知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や、新たな人間関係を構築するための場を提供します。個人に限らず企業や自治体の情報発信の手段としても広まっています。
	VR・AR	VRとは、「Virtual Reality(仮想現実)」の略で、ヘッドマウントディスプレイ内に360度のコンテンツを表示し、その映像内にいるかのような臨場感を与える技術を指します。 ARとは、「Augmented Reality(拡張現実)」の略で、現実世界にデジタル合成などによって作られたバーチャルの視覚情報を重ねて表示し、人間の現実認識を拡張する技術、又はコンピューターによって拡張された現実環境を指します。
あ行	アーバンスポーツ	広い場所を必要とせず、個人が気軽に始められるなどの理由で、都市(アーバン)住民が参加しやすいスポーツのことです。BMX、スケートボード、スポーツクライミングなどが挙げられます。
	インクルーシブスポーツ	年齢、性別、障害の有無等に関わらず、誰もがお互いの個性や人格を尊重するとともに、人々の多様性を認め合い、様々な人が共に実施できるスポーツを指します。
	ウォーカブル推進都市	世界中の多くの都市で、街路空間を車中心から“人間中心”の空間へと再構築し、沿道と路上を一体的に使って、人々が集い憩い多様な活動を繰り広げられる場へとしていく取組が進められています。国土交通省が令和元年に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の形成を目指し、「まちなかウォーカブル推進プログラム」を策定しました。福生市は、国土交通省が募集した“ウォーカブル推進都市”となっています。
	オンライン配信	インターネットにより動画を配信することです。

頭文字	用語	説明
か行	共生社会	これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害のある人等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会です。それは、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会です。
	健康寿命	WHO(世界保健機構)が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間のことです。
さ行	スポーツツーリズム	スポーツ資源とツーリズム(観光事業。旅行業。)を融合した取組を言います。スポーツを楽しんだり、観戦したりするために移動するだけでなく、周辺観光やスポーツを支える人々との交流、地域との連携などを組み合わせた旅行のことです。
た行	地域スポーツクラブ	子どもから大人まで、誰でも、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができ、地域の日常的なスポーツ活動の場として、また、高齢の方や障害のある方を含めすべての人が参加することができるよう、地域住民自らが主体となって運営するスポーツクラブです。
	デジタルデバイド	インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差のことをいいます。具体的には、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国内地域格差、身体的・社会的条件(性別、年齢、学歴の有無等)の相違に伴うICTの利用格差、インターネットやブロードバンド等の利用可能性に関する国際間格差等の観点で論じられることが多くなっています。
に行	ニュースポーツ	年齢や体力にかかわらず誰もが楽しめるレクリエーション性の高いスポーツです。技術やルールが簡単で、だれでも挑戦しやすいものが多く、参加者に合わせたルールを設定し楽しむことができます。
は行	パブリックビューイング	公園・広場や体育館、競技場などに大型スクリーンを設置し、大勢で別の会場で行われているスポーツの試合などを見ることです。
	フレイル予防	加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、生活機能が障害され、社会的なつながりが弱くなった状態のことを「フレイル」といいます。要介護状態になる前段階として位置づけられ、適切な介入や支援により、生活機能の維持や向上ができます。
や行	ユニバーサルスポーツ	障害の有無に関係なく、また、子どもから高齢者まで一緒に実施できるスポーツのことです。参加者の誰もが楽しむことができるように、体力や体格、障害などの特性に応じた配慮や工夫により、ルールや用具、運動の仕方を変更して実施します。



## 2 福生市スポーツ推進審議会

### (1) 福生市スポーツ推進審議会設置条例

改正 平成 23 年3月 31 日条例第 6 号  
平成 23 年9月 30 日条例第 17 号  
平成 24 年3月 30 日条例第 6 号  
平成 27 年3月 30 日条例第 7 号

(設置)

第1条 スポーツ基本法(平成 23 年法律第 78 号)第 31 条の規定に基づき、福生市スポーツ推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、福生市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) スポーツの推進に関する基本計画に関すること。
- (2) 体育館、体育施設等の運営の基本的事項に関すること。
- (3) スポーツに関する人材の育成及び指導の基本的事項に関すること。
- (4) スポーツに関する事業の実施及び奨励に関すること。
- (5) スポーツに関する施策及び事業の評価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会の委員は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 市内スポーツ関係者 2人以内
- (2) 市内健康、保健等の関係者 2人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 公募による市民 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、かつ、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、調査審議のために必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、教育委員会事務局教育部スポーツ推進課において処理する。

一部改正〔平成 24 年条例6号・27 年7号〕

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年4月 1 日から施行する。

(会議招集の特例)

2 この条例施行後、最初の会議の招集については、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集し、かつ、会議の議長となる。

## (2) 福生市スポーツ推進審議会 審議経過

回	開催日	審議内容等
令和3年度 第1回	令和3年 6 月 17 日	○スポーツ推進計画改定の概要 (改定の目的と趣旨、具体的な改定作業等)について ○計画改定スケジュールについて ○計画策定のための市民意向調査項目について
	令和3年 7 月 21 日 ～ 8 月 8 日	○市民・市立小学生・中学生・高校生 「スポーツ・運動に関するアンケート調査」の実施
	令和3年 8 月 26 日 ～ 31 日	○市内の障害者支援団体、外国人支援団体、乳幼児の保護者を 対象としたスポーツ・運動に関するヒアリング調査の実施
第2回	令和3年 9 月 30 日	○アンケートの集計結果について ○スポーツ推進計画の見直し検討作業の状況報告 及び全体構成(案)について
第3回	平成3年 11 月 5 日	○福生市スポーツ推進計画改定版(素案)について
	令和4年 1 月 4 日 ～ 18 日	○素案に対する市民意見公募(パブリックコメント)の実施
第4回	令和4年 1 月 27 日	○福生市スポーツ推進計画改定版(完成版)について ○令和4年度のスポーツ推進について

## (3) 福生市スポーツ推進審議会 委員名簿

職名	氏名	選出の分野
会長	池田 浩三	市内スポーツ関係者
副会長	清水 信好	学識経験者
委員	成末 回天雄	市内スポーツ関係者
委員	藤田 しのぶ	市内健康、保健等の関係者
委員	佐藤 志保	市内健康、保健等の関係者
委員	松岡 宏高	学識経験者
委員	中出 雅俊	市民

\*\*\*\*\*

なお、福生市教育委員会教育部では、次の者が本計画の策定に当たった。

所 属	氏 名
教 育 部 長	中 岡 保 彦
スポーツ推進課長	矢ヶ崎 冬 木
スポーツ推進係長	菊 地 秀 一
スポーツ推進係	長 浜 雄 一
スポーツ推進係	関 岡 優

\*\*\*\*\*

## 福生市スポーツ推進計画 2022

福生市教育委員会  
令和4年3月

発行：福生市教育委員会教育部 スポーツ推進課 スポーツ推進係  
〒197-0005 東京都福生市北田園2-9-1 中央体育館内 電話：042-552-5511

